

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部(局)・課 生活衛生課

法令名	クリーニング業法	法令の番号	昭和25年法律第207号
手続名	クリーニング師の免許	根拠条項	第6条
審査基準	<p>佐賀県知事の行うクリーニング師試験に合格すること。</p> <p>なお、申請書類は住所地を管轄する保健福祉事務所を経由して提出されたものであること。住所地が県外の場合は、生活衛生課に直接提出されたものであること。</p>		
受付機関	保健福祉事務所 生活衛生課	処理機関	生活衛生課
交付機関	保健福祉事務所 生活衛生課	標準処理期間	28日
		標準経由期間	7日
		目次NO	